

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項目名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長							
税目	所得税、法人税							
要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>【延長要望】 （ア～ウは選択制） ア 所得控除（法人税） ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間） イ 投資税額控除（法人税） ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・500万円を超える建物等8%、50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15% ・法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ 特別償却（法人税、所得税） ・500万円を超える建物等25%、50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50% ・取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ エンジェル税制（所得税） ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 （ア）指定会社へ投資した年（aとbは選択制） a 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除 b 投資額を他の株式譲渡益から控除 （イ）指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年）</p>							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">（ ▲0 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）	（改正増減収額）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成 14 年に、金融業務特別地区（以下、金融特区）として創設され、平成 26 年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の経済金融の活性化を図ったものである。</p> <p>今回の改正要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく経済金融活性化特別地区における課税の特例について、課税の特例措置の延長を行うものであり、本特例措置を延長することにより、対象地区の対象産業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動やデジタル化を促すことで、沖縄の経済金融の活性化を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進</p> <p>1. 達成目標 ①経済金融活性化産業の集積 ②設備投資を行った企業の付加価値額の増加 ③事業拡大・新たな事業展開等の促進</p> <p>2. 測定指標 ①制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 ②制度を活用した企業の付加価値額の増加率 ③制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数</p> <p>なお、測定指標①は、前回までは新規立地企業数を指標としていたが、同地区からの撤退企業数が考慮されないため、産業の集積をより正確に測定する観点から撤退企業数も考慮した立地企業の増加数を指標とする。 測定指標②は、前回までは設備投資による付加価値の増加額を指標としていたが、設備投資に起因する付加価値の増加額を測定することが難しく、また、本制度が適用された企業の規模によって当該年度の付加価値額のバラつきが大きくなることから、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の延長要望に併せて制度を活用した企業の付加価値額の増加率を測定指標・目標値とする見直しを行う。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間																		
	同上の期間中の達成目標	<p>令和8年度までに 達成目標①：経済金融活性化産業の集積 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①：18社</p> <p>達成目標②：設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②：2.25%</p> <p>達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③：制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③：2件</p>																		
	政策目標の達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規立地企業数(社)</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>設備投資による付加価値増加額(万円)</td> <td>—</td> <td>214,315</td> <td>115,582</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制の適用件数(件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各数値は沖縄県調べ</p>			項目	R3	R4	R5	新規立地企業数(社)	14	53	12	設備投資による付加価値増加額(万円)	—	214,315	115,582	エンジェル税制の適用件数(件)	0	0	0
項目	R3	R4	R5																	
新規立地企業数(社)	14	53	12																	
設備投資による付加価値増加額(万円)	—	214,315	115,582																	
エンジェル税制の適用件数(件)	0	0	0																	
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で所得控除4件(77百万円)、投資税額控除3件(45百万円)、特別償却1件(47百万円)の適用を見込む。																		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に貢献する。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融関連産業、情報通信関連産業、製造業等の様々な業種の企業の集積を図るものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。																		

			<p>また、本特例措置においては、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>																																									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">106</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">51</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">47</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エンジェル税制</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和5年度は沖縄県調べによる件数及び金額（エンジェル税制を除く）。 ※エンジェル税制については各年とも沖縄県調べによる件数及び金額</p>	項目		R3	R4	R5	所得控除	適用件数	3	2	3	控除額	106	88	42	投資税額控除	適用件数	4	4	4	控除額	18	20	51	特別償却	適用件数	3	0	1	控除額	24	0	47	エンジェル税制	適用件数	0	0	0	控除額	0	0	0
	項目		R3	R4	R5																																							
	所得控除	適用件数	3	2	3																																							
控除額		106	88	42																																								
投資税額控除	適用件数	4	4	4																																								
	控除額	18	20	51																																								
特別償却	適用件数	3	0	1																																								
	控除額	24	0	47																																								
エンジェル税制	適用件数	0	0	0																																								
	控除額	0	0	0																																								
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>令和2年度～4年度の適用実態調査結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">106</td> <td style="text-align: center;">88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エンジェル税制</td> <td>適用件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠条文：12、37の13、37の13の2、41の19、42の9、45、60、68の13、68の27、68の63</p>	項目		R2	R3	R4	所得控除	適用件数	2	3	2	控除額	27	106	88	投資税額控除	適用件数	3	4	4	控除額	28	18	20	特別償却	適用件数	1	3	0	控除額	94	24	0	エンジェル税制	適用件数	0	0	0	控除額	0	0	0	
項目		R2	R3	R4																																								
所得控除	適用件数	2	3	2																																								
	控除額	27	106	88																																								
投資税額控除	適用件数	3	4	4																																								
	控除額	28	18	20																																								
特別償却	適用件数	1	3	0																																								
	控除額	94	24	0																																								
エンジェル税制	適用件数	0	0	0																																								
	控除額	0	0	0																																								
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成26年度から令和5年度までの10年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から50社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,218人へ増加し、事業認定が9件、投資税額控除が28件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。</p> <p>令和6年度は保険業に関する企業が2社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち1社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。</p> <p>測定指標：</p> <p>令和5年度までの成果目標は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 進出後に本税制を活用した企業数 ② 本税制を活用した企業による雇用者数の増加 <p>令和8年度までの成果目標は、政策の達成目標に鑑み、</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 経済金融活性化産業の立地企業増加数 18社 ④ 制度を活用した企業の付加価値額増加率 2.25% ⑤ エンジェル税制を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 2件 <p>とする。</p>																																										

実績・見込み：

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
① 活用企業数 (指標)	22	11	14	—	—	—
① 活用企業数 (実績)	10	6	8	—	—	—
② 雇用者数 (指標)	280	342	435	—	—	—
② 雇用者数 (実績)	—	93	148	—	—	—
③ 立地企業数 (指標)	—	—	—	299	308	317
③ 立地企業数 (実績)	—	—	—	—	—	—
④ 付加価値額増加率 (指標)	—	—	—	0	1.5	2.25
④ 付加価値額増加率 (実績)	—	—	—	—	—	—
⑤ 開拓件数 (指標)	—	—	—	0	0	2
⑤ 開拓件数 (実績)	—	—	—	—	—	—

※活用企業数・雇用者数 (指標) は、R3～R5 は R3 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※R3, 4 年度の活用企業数 (実績) は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (財務省)」。R5 は沖縄県調査。雇用者数 (実績) は沖縄県調査。

※立地企業数・付加価値額増加率 (指標) は R6 年度に将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※開拓件数 (指標) は、沖縄県調べ

前回要望時の達成目標

令和5年度までに
 達成目標①：経済金融活性化産業の集積
 測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数
 目標値①：22社
 達成目標②：設備投資による付加価値額の増加
 測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額
 目標値②：440万円
 達成目標③：事業拡大・新たな事業展開等の促進
 測定指標③：制度(エンジェル税施)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数
 目標値③：4件

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

<前回要望時からの達成度>
 達成値①：79社
 達成値②：329,874万円
 達成値③：0件
 <目標に達していない場合の理由>
 ③ 事業拡大による資金調達が控えられたことや、認定を受けている事業者が5社と少なく、投資をする側にとっては選択肢が限られていること、資金調達する企業にとっても、事業認定及び指定の申請に時間を要するため、投資時機を逸すること、申請等に要する負担が大きいこと等の理由から利用に至らなかった。

これまでの 要望経緯	<ul style="list-style-type: none">○平成 26 年度<ul style="list-style-type: none">・経済金融活性化特別地区を創設・金融特区を廃止○平成 29 年度<ul style="list-style-type: none">・2年間延長○平成 31 年度<ul style="list-style-type: none">・2年間延長○令和 3 年度<ul style="list-style-type: none">・1年間延長○令和 4 年度<ul style="list-style-type: none">・3年間延長
---------------	---